

議案第 8 号

平成 29 年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）

平成 29 年度屋久島町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 112 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,016 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 3 月 6 日 提出
屋久島町長 荒木 耕治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		31,718	88	31,806
	1 繰入金	31,718	88	31,806
7 町債		4,000	△200	3,800
	1 町債	4,000	△200	3,800
歳入合計		41,128	△112	41,016

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		14,247	△112	14,135
	1 農業集落排水事業総務費	14,247	△112	14,135
歳出合計		41,128	△112	41,016

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業会計適用債	千円 4,000	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金はその貸付条件により、銀行その他の資金については債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により措置期間中であっても繰上償還し、償還期限を短縮し、又は低利に借り換えることができるものとする。	千円 3,800	補正前に 同	補正前に 同	補正前に 同

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	31,718	88	31,806
7 町債	4,000	△200	3,800
歳入合計	41,128	△112	41,016

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 農業集落排水事業費	14,247	△112	14,135		△200		88
歳出合計	41,128	△112	41,016		△200		88

2. 歳入

-4-

(款) 4 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	31,718	88	31,806	1 一般会計繰入金	88	一般会計繰入金 88
計	31,718	88	31,806			

(款) 7 町債

(項) 1 町債

2 公営企業会計適用債	4,000	△200	3,800	1 公営企業会計適用債	△200	公営企業会計適用債 △200
計	4,000	△200	3,800			

3. 歳出

(款) 1 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
1 農業集落排水施設管理費	14,247	△112	14,135		△200		88	13 委託料	△112	固定資産台帳作成業務委託料 △112
計	14,247	△112	14,135		△200		88			